

東京都 宿泊税の見直しに関する意見交換（第3回）

日時：令和7年9月2日（火）13：26～14：10

場所：東京都庁第一本庁舎北側 33 階特別会議室 N6

《13:26 開会》

【小倉税制担当課長】

定刻より少々早い時間ですが、これより東京都主税局「宿泊税の見直しに関する意見交換」を始めます。

まず初めに、主税局長の武田より、本日ご参加いただいております皆様にご挨拶申し上げます。

【武田主税局長】

主税局長の武田でございます。本日はお忙しい中、またお暑い中、都庁までお越しいただき誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、宿泊税制度ができてから 20 年以上の期間が経過しているということで、東京都税制調査会の意見なども踏まえて、これまで見直しに向けた検討を進めて参りました。

本日は、実際に旅行者の方々と接していらっしゃる宿泊関係の事業者の皆様方からご意見を頂戴できればということで、お集まりいただいています。

ぜひ、忌憚のないご意見を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【小倉税制担当課長】

ここで、会場にお越しの報道陣の皆様にご連絡です。ムービー撮影の皆様におかれましては、事前案内のとおり、お手数ですがこちらでご退出をお願いします。ペン記者の皆様は、そのまま取材を続けていただけます。ご協力をお願い致します。

それでは次に、本日ご出席いただいている皆様をご紹介します。

一般社団法人 全日本ホテル連盟から、服部関東支部長様。

【全日本ホテル連盟 服部関東支部長】

服部でございます。よろしくお願い致します。

【小倉税制担当課長】

有野専務理事様。

【全日本ホテル連盟 有野専務理事】

どうぞよろしくお願い致します。

【小倉税制担当課長】

次に、一般社団法人 日本ホテル協会から、成瀬東京支部長様。

【日本ホテル協会 成瀬東京支部長】

成瀬でございます。よろしくお願い致します。

【小倉税制担当課長】

掛江専務理事様。

【日本ホテル協会 掛江専務理事】

よろしくお願い致します。

【小倉税制担当課長】

以上の皆様にお越しいただいております。本日はどうぞよろしくお願い致します。

なお、今回の宿泊税の見直しに関する意見交換については、特定の方向性で取りまとめ等を行うものではなく、頂いた様々なご意見について、それぞれ東京都で検討を行った上で、宿泊税の見直しにあたり、適宜活用させていただくことを目的としています。

また、本日頂いたご意見については、事前にご了解いただいた上で、見直しの素案において掲載等させていただく可能性がありますので、ご理解いただけますと幸いです。どうぞよろしくお願い致します。

次に、皆様からご意見を頂戴するにあたり、東京都より宿泊税の現状や都内観光の状況について説明致します。資料1「宿泊税の見直しに関する意見交換」をご覧ください。

まず、都内観光の状況についてです。

2ページをご覧ください。コロナ禍で大幅な減少となりました訪都旅行者は回復基調にあり、中でも2024年の外国人旅行者数は約2,500万人とコロナ前を上回り、過去最高を記録しています。

3 ページをご覧ください。都内の延べ宿泊者数についてです。2024 年には 1 億 1,000 万人を超え、コロナ前を上回る水準となっています。内訳を見ますと、都外からお越しの方が約 8 割を超えている他、全体の 5 割が外国人旅行者の方となっています。

4 ページをご覧ください。都内の観光消費額についてです。都内観光消費額についてもコロナ前を上回る水準まで回復しており、日本人・外国人合計で 9 兆円を超える規模まで回復、上昇しています。

5 ページをご覧ください。宿泊料金に係る消費者物価指数の推移です。全国の消費者物価指数は、宿泊税が施行された 2002 年を 100 とした場合、2024 年で 1.4 倍を超える水準となっており、特にコロナ後に急速に上昇している状況があります。

次ページより、都における宿泊税の課税状況について説明します。

7 ページをご覧ください。都の宿泊税は、観光振興施策の財源を確保するため、平成 14 年から施行されている法定外目的税です。都内の旅館ホテルの宿泊者の皆様に対して、1 人 1 泊あたり、宿泊料金で 1 万円以上 1 万 5 千円未満の宿泊に対し 100 円、1 万 5 千円以上の宿泊に対して 200 円をそれぞれ課しております。旅館ホテルの事業者の皆様は税を徴収いただき、都に申告納入いただく特別徴収制度を採用しています。

8 ページをご覧ください。宿泊税の年度別の税収です。制度創設以降、コロナ前までは概ね 10 億円台から 20 億円台で税収は推移をしていたところ、2020 年以降コロナ禍の影響などもあり税収が急減をしていました。一方、都内観光の回復とともに足元の税収が伸びを見せており、2024 年の決算見込額は 64 億円、今年度当初予算の税収は 69 億円を見込んでいます。

9 ページをご覧ください。宿泊税の申告データより、税率区分ごとの人数をまとめたものです。コロナ前までは濃い青の折れ線グラフにありますように、宿泊料金 1 万 5 千円以上、税率にして 200 円の区分の人数は全体の 4 割程度で推移をしていましたが、近年では 5 割前後まで上昇する見込みとなっています。

10 ページをご覧ください。申告実績より、課税免除も含めた宿泊人数の割合をお示ししたグラフです。課税免除の割合をご覧くださいますと、記録が残る 2012 年以降、概ね 7 割前後で推移していますが、2023 年の実績値では 6 割、2024 年、2025 年は推定による参考値ですが、5 割程度となる見込みであり、課税となる方の割合が徐々に増えている状況です。

次ページ以降は用途についてです。

12 ページをご覧ください。都では、世界最高の観光都市の実現に向けて、東京の魅力の磨き上げや持続可能な観光の推進、観光 DX の加速など幅広い施策を展開しており、宿泊税はこれらの施策の財源として全額が活用されています。

13 ページをご覧ください。観光施策のうち、観光産業振興費と宿泊税の税収の推移

をお示ししています。制度創設から長らく宿泊税収は観光産業振興費の5割から6割程度の規模となっていました。近年では両者の間に乖離が生じている状況となっており、観光施策の財源として普通税を用いる割合が上昇しています。

次ページ以降は、他自治体における宿泊税の状況です。

15ページをご覧ください。全国の法定外税の状況です。宿泊税は全国12団体で施行されており、施行待ちの団体も含めると35団体で導入されており、法定外税としては最も多くの団体で導入されている税となっています。

16ページをご覧ください。法定外税は、各自治体の地域状況等に応じて、課税方式、税率などが定められており、都よりも高い税率で段階式定額制とする団体、定率制を採用する団体、一律定額の団体など様々な方式が存在している現状があります。

次に、資料2「令和6年度宿泊実態に関するアンケート調査」をご覧ください。

1ページをご覧ください。このアンケートは、昨年10月から12月にかけて、都内の旅館・ホテル、簡易宿所・民泊のうち、連絡先を把握できた事業者様約4,100社に実施したもので、434者からご回答を頂きました。

2ページをご覧ください。経営の課題についてお伺いしましたが、人手不足、施設の老朽化、収益性が回答の上位となっています。東京の観光産業の成長のために必要な取組についてもお伺いしていますが、観光まちづくり、バリアフリー化などの環境整備、人材確保支援やDXなどの経営力強化などが回答の上位となっています。

3ページをご覧ください。価格帯別の延べ宿泊者数です。旅館・ホテルについては、1人1泊1万円未満が3割弱となっている一方、3万円、5万円といったそれよりも高額な宿泊も一定数あるという結果となっています。また、簡易宿所・民泊については1万円未満の宿泊が全体の9割となっています。

4ページをご覧ください。宿泊料金の推移です。コロナ禍前と比較して料金が高くなったとの回答は6割となっており、5年後10年後の料金についての見込みは、高水準を維持または高くなるとの回答が、6割から7割となっています。また、コロナ前後の価格推移としては、上昇傾向となっており、旅館・ホテルの最高料金は5万円から6万2,000円と、2割上昇しています。最低価格は平均で1万円を超える結果となっていました。また、簡易宿所・民泊では最高価格が平均で1万3千円を超える結果となっています。

5ページをご覧ください。宿泊税の特別徴収事務についてです。宿泊税の納入申告書等の作成に際し、集計作業等が発生するとの回答が約8割となっています。また、宿泊税を宿泊者の皆様から徴収するタイミングについては、宿泊施設現地での徴収が6割とのご回答を頂いております。

6ページをご覧ください。簡易宿所・民泊の皆様に、仮に宿泊税の徴収業務を行う

こととなった場合の影響等について伺っています。4割の方が1万円以上の料金設定がないため影響がないと答えた一方、宿泊者への説明や徴収について課題感をお持ちとの回答もありました。

時間の関係もありますので、資料1、2とも残余の資料については、この場での説明は割愛致します。

次に、8月7日の意見交換について、有識者の皆様などからいただいたご意見、詳細については、既に議事録をホームページ上に掲載していますので、そちらをご参照いただければと思いますが、概要を紹介致します。

使途については、宿泊税を活用して行う事業の範囲や使途の広報について、より分かりやすい手法を、などのご意見をいただきました。課税のあり方については、簡素性の観点から、一律定額あるいは定率による課税が望ましいとのご意見や、課税免除基準の引下げについてのご意見、民泊などへの課税に関してなど、幅広くご意見を頂戴しました。

東京都からのご説明は以上です。ここからは、ご参加いただいている皆様からご意見を頂きたいと思います。

まず、都の観光の状況と宿泊税の使途についてです。コロナ禍を乗り越え、東京を訪れる観光客は急回復を遂げています。都としても、観光振興に向けた施策を継続的に展開していくために、宿泊税により財源を安定的に確保していくことが重要と考えています。また、宿泊税の充当対象事業については、地域特性なども踏まえて各自自治体で様々な考え方が採用されています。引き続き、納税者の皆様、宿泊施設事業者の皆様にご理解をいただくために、使途のあり方についても検討が必要と考えています。

東京都内の観光や、宿泊施設事業者の皆様の状況、また宿泊税の使途についてご意見を頂ければと思います。

それではまず、全日本ホテル連盟様からご意見をいただけますでしょうか。

【全日本ホテル連盟 服部関東支部長】

現状について、まず従業員の人件費の上昇です。従業員を募集するコスト、あるいは採用してもなかなか定着できないという状況です。それから、給与水準がかなり上昇している状況があります。思うようになかなか採用できないというのが、一番大きなダメージかなと思っています。

そのほか、諸物価としてリネン費の上昇、あるいは配送運賃の上昇、それからリネンにおいては、洗剤費や水道料金のアップというのが大きな問題となっています。それから、ほとんどの会員ホテルが清掃を外部に委託しています。自社で清掃をするのではなく、外部の業者に委託しますが、なかなか日本人の清掃員が集まらず、ほとんどが外国人労働者によって実際に清掃を行うということで、思うように清掃の質を上げられていない実態があります。

次に、先ほどご指摘いただきましたが、売上についてこの4月ぐらいまではインバウンドが非常に好調でしたが、5～7月あたりは、これも真意は定かではありませんが7月5日に日本で大地震が起きるという香港などのデマが非常に大きなダメージを与えています。この9月以降の実態は今年の春、4月ぐらいまでの状況と非常に似通っていて、おそらくインバウンド、秋の紅葉等の目的で来られる方の予約が先行してかなり入っているという状況です。

【日本ホテル協会 成瀬東京支部長】

マーケット状況ですが、コロナ禍以降、やはり円安の追い風があり、インバウンドの需要は確かに堅調です。また、訪日外国人の増加傾向は引き続き続くと思っていますが、先ほど連盟さんの方からもあった7月5日の風評被害、ホテル協会のホテルも多々受けているような状況でした。

また、都内のホテルの販売価格上昇傾向によって、今まで泊まれた国内出張者の方々が定宿として使われたところがもう高くなり過ぎて使えないということで、他に移られているという傾向が見られると思います。

あと、費用に関して、やはり連盟さんと同じで、サービス人員の確保というところに非常に苦労して、やはり初任給を上げざるを得ないということになると、当然その前年、その前々年に入った方々の給料も上げないと、要するにベースアップがどうしても必要となってきて、固定の人件費の上昇が見られると同時に、やはり臨時人員の確保に関しても時給を上げないと人が集まらないということです。

また業務委託の清掃、これも連盟さんのご説明がありましたが、清掃や外注の洗濯費、リネンだったりタオルだったり、ホテルは多く使います。それに携わる方々の人件費も光熱費も運搬費も上がるということで、かなりの上昇率で値上げを迫られているというか、受けざるを得ない状況です。

水道光熱費も上がっていますし、朝食等を提供する食材費、お米もかなり上がっている部分もありますし、そういった部分で、売上は好調な部分はありますが、費用もかなり上がってきている状況です。

P L、損益の面では好調と言えるところまで業績は回復していますが、やはりコロナの3年間、とても大きな損失を出してしまっていて、B Sの部分、債務超過はまだ解消

できていない事業所の方が多いというのが、ホテル協会の会員事業所の実態です。

あと使途に関して、他の自治体のように、宿泊税がどの予算に充てられているか、細かい使途を公表いただけると、どういう効果があるのか見えやすい。また事前に、宿泊税を財源とした予算編成をする際、何とか宿泊業界の意見を聞けるような場を設けていただけると、お互いこういうことに使ってほしいということも言うことができるならば言わせていただければと思っています。

また、宿泊施設の設備等充実を支援する予算措置というのは取っていただいているんですが、中には中小企業に限定されていたり、資本金が制限されていたりとか、あと新規の導入のみで、例えば改善であったりリニューアルする部分は対象にならなかったりということがあるので、要件に関する緩和も、協会のメンバーホテルから上がってきているところです。

以上、観光の状況に関してです。

【全日本ホテル連盟 服部関東支部長】

使途については、宿泊税という名目で徴収していますので、使途の中心はあくまでも宿泊に関するものであっていただきたいというのが基本にあります。宿泊に関しては、例えば日本の気候はこのところ、夏が長くて秋と春が短い。暑い、寒いの期間が非常に長くなっています。この時期ホテルは冷房と暖房を非常に使い、かなりの費用がかかります。今までは6月から9月という4カ月の冷房だったのが、少なくともその前後1ヶ月以上で冷房が必要になっています。これだけでも3割程度の費用増になりますので、冷暖房費用など、水道光熱費を含めて支援していただけるとありがたいと思います。

それから、宿泊税は、宿泊業者が特別徴収義務者として徴収しますが、使途は宿泊だけではなく、観光業を含めた、インフラ整備とか利用者の支援等かなり幅広い分野であることをもう少し周知していただきたい。それによって、宿泊のための税というよりはむしろ観光全体のための税であるという意識を納税者に理解していただければと思います。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。各種コストが上がっているということ、また今の観光の状況につきまして、また使途についてなど、様々なご意見を頂きました。ありがとうございました。

それでは次のテーマとして、課税方式と負担水準についてです。宿泊税については、各自治体で定額制あるいは定率制といった様々な方式が採用されています。都の現行制度は定額制で、税率は100円または200円となっています。

一方で、他の自治体では定額制で1万円、定率制による税率負担方式を設定する例もあります。課税方式や負担水準について、特別徴収また申告納入の実務を担っている皆様からご意見を頂戴できればと思います。

それではまず、全日本ホテル連盟様からお願いいたします。

【全日本ホテル連盟 服部関東支部長】

定額制については、やはりお客様から頂くということを含めて、できるだけ煩雑なものにならないようにと考えています。地方の今の状況を見ますと、多いところは4段階、5段階と案が出ていますが、幸い東京では現状3段階というところ、これ以上増えると、なかなかやはり理解も得づらくなっていると思っています。

徴収については、OTAの予約が非常に多く、ホテルで宿泊料金を支払うお客様だけではなく、OTAで予約し、同時にカード決済などで支払いをするお客様が非常に多くなっています。これについて、やはりお客様は支払ったのに、ということでホテルに来られて、実は宿泊税が100円、200円必要だということで、金額がさほど多くない現状ではまだいいのですが、やはり泊数によっては1,000円とかそれ以上になる場合があります。OTAは、地方によって宿泊税が異なるから事前決済ができないといいますが、現実的には間違いなく可能なはずで、OTAは我々宿泊事業者からも手数料をかなり徴収していますので、宿泊税も事前にOTAで徴収して、利用者にとってシンプルな徴収方法にしていきたいと思っています。

【日本ホテル協会 成瀬東京支部長】

課税方式に関して、多段階の区分での徴収ということと、一律定額と定率というのがあると思いますが、現状、免税まで入れると三段階だと思います。現状ならばシステム変更等もなく、一律定額も一つの額に寄せてしまえばいいので、事務的にはシステム変更等は無しで済みますが、定率にするととなるとやはりシステムを変えざるを得ないということになります。

税額の水準に関しては、都の観光振興施策の享受者は誰なんだろうということですが、やはり8,000円で泊まる方も5万円で泊まる方も、享受者には差がないので、そこはどういうふうに捉えていくかということがあります。訪都外国人の都内観光消費額が2019年に1.2兆円だったのが3.9兆円まで膨れたことによってもたらされる法人二税はどれぐらいあるのか、広い観光産業がもたらす税収というのは宿泊税以外にも多々あるのではないかと捉えています。

特別徴収申告納税の事務負担に関して、やはり人手不足の中で事務負担がかなり大きなウェイトを占めており、またカード払い、当然お客様宿泊料を含めた金額の総額をホテルで支払いますので、カードの手数料は取扱いの多いところでは2%程度から

ありますが、売上規模の少ないところでは3%、3.5%になります。

この先もし増税ということになると、やはり都の（※特別徴収交付金）2.5%というのはかなり低い方です。やはり他の自治体の3%以上もしくは3.5%とかですね。あと上限も、100万円というのは、かなり上がってきている中で事業所の負担がどうしても増えてしまいますので、やっぱり無しという方向に動かしていただければと思っています。

これは先ほどありましたが、OTAが間に入ったりエージェントが間に入ると、宿泊税の取扱いを間違えるケースがあって、請求書のやり取りを確認しながら行わなければいけない手間もあったりします。そのあたりの事務負担もやはり考慮いただきたいということです。以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございます。代行の事業者の皆さんとのやり取りも含めたご意見をいただきました。ありがとうございました。

それでは、課税対象と課税免除についてです。東京都は、1人1泊あたり1万円未満の宿泊は課税免除としており、ビジネスユースや修学旅行などでも利用される料金低廉な宿泊に配慮をしています。

一方、他の自治体では、修学旅行生など、いわゆる人的要件に基づいた課税免除を行っている事例もあります。また、簡易宿所・民泊をご利用されている方について、東京都以外の自治体では課税対象としています。

こういったところも踏まえ、課税対象と課税免除についてご意見を頂ければと思います。それではまず、全日本ホテル連盟様からお願いします。

【全日本ホテル連盟 服部関東支部長】

課税対象について、東京都以外では、含めて全て徴収しているというのが現状だと思いますので、これが東京都で対象外にする理由はあまり見つからないと思います。さらに、東京都の方が簡易宿所・民泊等の宿泊料金も高いはずですので、あわせて対象にする理由として挙げさせていただきたいと思います。

課税免除については、主に修学旅行生だと思いますが、今この少子化の中で、やはり子供を育てていくという観点からも、修学旅行、今は昔と違って海外に行かれたりとか、あるいは高級なところに行かれたりすることもあると思いますが、子育て支援という意味でも、課税免除の現状を維持した方がよいと思います。

また、障害のある方がホテルにお泊まりいただくケースが以前に比して非常に増えています。ホテルも、古いホテル、小さいホテルなど、色々、条件がありますので、例えばドアの入口が狭いとかユニットバスの段差があるとか、受け入れたくてもなか

なか受け入れられないようなことも何とかしないといけないのですが、その前に宿泊税についても、障害のあるお客様の宿泊については免除してもよいのではと思います。

【日本ホテル協会 成瀬東京支部長】

課税対象について、まだ財務体質的に基盤がしっかりしていないという時期までは、やはり税を見直すことによって販売価格が変動するようなことを予想するならば、ということベースとすると、やはり現状の仕組みをそのまま維持していただく、まだ今のままでいていただければということと、もし税収増額を企図されるならば、対象はやはり全宿泊者とすべきではないかと考えています。

今、連盟さんからもありましたけど、簡易宿所や民泊の利用者も当然対象とすべきですし、できれば免税点も廃止すべきではないかと思います。先ほども述べましたが、観光振興施策の享受者は8,000円で泊まっている方も3万円で泊まっている方も皆さん享受しているはずなので、それを企図した宿泊税ならば、当然5,000円の方も支払うべきである。もし、あくまで現状維持で、免税点もそのままというのならそのまま構いませんが、もし上げるということならば、当然、平等性を担保できるような形にしていなければならないと思っています。

あと免税に関することですが、応益課税とも解釈されていて、原因者課税すべきという意見がある中で、やはり説明がきちんとつく形にすべきということと、もし定率となると、担税力のある高額の宿泊者が多くを払う仕組みになってしまいますので、それも公平性に疑義が生じるのではないかと感じています。

あとは人的要件での分別についてです。修学旅行だったり、ビジネス目的だったり、都民は外そう、という考え方もあるかもしれませんが。そういう人的要件での分別はやはり事務作業が複雑化して、中にはどの分類に入るのか確認をしなければならなかったり、仕訳にも手間取りますし、それに伴って、おそらく間違いも起きることによって、顧客とのトラブルがあったり、仲介業者とのやり取りが煩雑化するようなことがありますので、できるだけ単純な方がよいと考えます。要件によって分けるということに関しては、ということです。以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。課税免除、また、課税対象について、幅広くご意見を頂きました。ありがとうございました。

私どもの方からのご質問としては以上になりますが、その他に、ご意見等ございましたら伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

【全日本ホテル連盟 服部関東支部長】

実態としては、これから宿泊税を上げる方向でいくのでしょうか。下げるのでしょうか。

【小倉税制担当課長】

特定の方向は今決めていないものですので、今まさに幅広いご意見を頂いて、それらを参考にこれから検討していくものです。

【日本ホテル協会 成瀬東京支部長】

国内において今、物価高が進んで、前回の選挙でも消費税減税まで求めるような声がある中で、もし東京都が宿泊税を上げるとなると、日本人の宿泊者にとっては増税になってしまいます。売値は当然上がる形になりますが、そこをどう考えるのかなということと、あとコロナ感染症と同じようなことが起きたり、地政学的な有事があれば、当然海外からの往来は制限されてしまう。となると、宿泊業を営む者たちにとっては国内マーケットに頼らざるを得ないし、コロナの時はやはり都民の方が海外旅行に行けず都内のホテルに泊まって過ごされるようなケースもあるということです。そういうことも考慮をしていただいた方がいいのかなと思っています。

消費者にとっては、宿泊代は税金も含めた金額をお支払いいただくということになりますので、一度税金を決めてしまうと、マーケットが縮小して売値を下げないといけない時に、税金は下がらないがホテルの売値は下げないといけないということが起きますので、そうするとやはり私どもの影響は少なからず起きてしまうということも考えていただければと思っています。

あと、都の場合は、他の都市と比べてオーバーツーリズムによる市民の受ける弊害は限定的ではないかと、区であったりエリアであったり、かなりその影響を受けているところはあると思いますが、今、他の自治体での宿泊税導入や改定の動きは、オーバーツーリズムに対応してほしいという市民の声が大きい故にこの議論が活性化されてるのではないかと考えています。都は包容力があるというか、規模が大きくて懐が深いというか、その中で観光で訪都する方々が消費する金額、それに基づいて、何かしら納税している分に対して、その対策を組んでいくということを考えていただければと思います。以上です。

【全日本ホテル連盟 有野専務理事】

先ほど服部から申し上げましたが、税の名称が宿泊税ということで、ホテルに宿泊されたお客様から、私どもそれを代わりに預かって都に納入致しますが、負担していただく方に対して、この税は宿泊される方にとってこういう点がきちんと活かされて

いますという納得感が得られるような説明の仕方と、それに対する裏付けがあると、少しでも円滑に徴収の代行ができるのではないかと思います。

本来、観光産業振興費全体に対して、一部にももちろん宿泊税関係があると思いますけども、納税していただく方に対して、宿泊税という名のもとに、宿泊者に、納得して納めていただけるような説明とか、使途についてご配慮いただけますと大変ありがたいということを申し上げたいと思います。

【日本ホテル協会 成瀬東京支部長】

宿泊税に関する意見書としてですね、本日お話しした内容の要点を配布させていただいていますので、ご参考いただければと思います。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございます。その他ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、非常に様々な観点から貴重なご意見を頂きました。ありがとうございます。それでは最後に、主税局長の武田より、ご挨拶をさせていただければと思います。

【武田主税局長】

現場の生の声、実態を踏まえたご意見を頂戴致しました。私ども、これで3回目ですが、皆様方からご意見を頂戴していますので、今後も宿泊税の見直し、私ども検討して参りますが、頂いたご意見を活用させていただきたいと考えています。どうもありがとうございました。本日は貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

【小倉税制担当課長】

冒頭申し上げましたとおり、都として、この意見交換の結果を取りまとめて、特定の方向性等をお示しするものではありませんが、頂いた様々なご意見についてそれぞれ東京都で検討を行った上で、宿泊税の見直しにあたり適宜活用させていただきたいと思います。今後とも、東京都の税務行政にご理解とご協力を賜れば幸いです。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

以上
《14:10 閉会》